

単純労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの人数・平均年齢・平均給料月額等

区分	人数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
市全体	56人	53.5歳	386,284円	435,617円	427,289円
うち用務員	9人	56.6歳	385,111円	422,874円	422,874円
うち自動車運転手	3人	57.0歳	391,500円	464,506円	428,933円
うち清掃職員	10人	51.8歳	381,370円	437,239円	427,639円
うち学校給食員	22人	52.1歳	387,100円	431,262円	425,722円
うちその他の単労職	12人	53.8歳	388,458円	444,583円	432,771円
埼玉県	—	51.9歳	368,256円	416,118円	401,194円
国	—	48.8歳	287,094円	—	320,514円
類似団体	—	47.2歳	309,505円	354,311円	338,117円

※1 各項目とも、吉川市及び国にあっては平成19年4月1日現在、埼玉県及び類似団体にあっては平成18年4月1日現在である。

2 「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給の平均である。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

4 「用務員」「自動車運転手」「清掃職員」「学校給食員」「その他の単労職」は給与実態調査上の区分であり、職名と必ずしも一致するものではない。

(2) 民間従業員との比較

区分	吉川市		民間			備考 A/B
	平均年齢	平均給与月額 (A)	対応する 民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
用務員	56.6歳	422,874円	用務員	53.9歳	227,200円	1.86
自動車運転手	57.0歳	464,506円	自家用兼用自動車運転者	54.6歳	296,800円	1.57
清掃職員	51.8歳	437,239円	廃棄物処理業従業員	43.3歳	299,800円	1.46
学校給食員	52.1歳	431,262円	調理士	41.2歳	267,500円	1.61

※1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3ヵ年平均)

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(3) 職種ごとの年齢別の人数

年齢	用務員	自動車運転手	清掃職員	学校給食員	その他	計
62	1				1	2
61	1				1	2
60	1			1		2
59			1		1	2
58	1	1		1	1	4
57	1	1	1		2	5
55	1	1	1	3		6
54	1			2		3
53				1	1	2
52				2	1	3
51			1	1		2
50			3	3		6
49	2		1	4	1	8
48			1	1	1	3
47			1	2	1	4
46				1		1
43					1	1

※H19.4.1現在の状況である。

(4) 職種ごとの退職年度別の人数

退職年度	用務員	自動車運転手	清掃職員	学校給食員	その他	計	不補充の 場合の人数
H19	1	1			1	3	56
H20	1		1		2	4	53
H21	1	1	1	1	1	5	49
H22					1	1	44
H23	1	1	1	1		4	43
H24	1				1	2	39
H25						0	37
H26	1			4	1	6	37
H27	1		1	2		4	31
H28			3	1	1	5	27
H29			1	2		3	22
H30			1	1	1	3	19
H31			1	3	1	5	16
H32	2			3	1	6	11
H33				1		1	5
H34				2		2	4
H35				1	1	2	2
H36						0	0

※すべての単純労務職員が定年退職すると仮定した場合の状況である。

(5) その他給与に関する事項

ア 給料表

当市における単純労務職給料表は、一般行政職給料表 1 級及び 2 級とおおむね同様である。なお、平成 19 年 4 月 1 日現在、すべての単純労務職員が 2 級となっている。

イ 手当

当市における単純労務職員に対する手当は、一般行政職員と同様である。また、おおむね単純労務職員に支給される特殊勤務手当にあっては、死亡動物取扱手当（1 回 400 円）、土木及びじんかい作業手当（1 日 500 円）、バス運転業務手当（1 日 500 円）、ボイラー業務手当（1 日 100 円）となっている。

2 基本的な考え方

(1) 給与

単純労務職の給与にあっては、特殊勤務手当を中心に見直しを行ってきたところであるが、平成 19 年 4 月 1 日に一般行政職と同様、給与構造改革を実施し、抜本的な給与構造の見直しを実施したところである。給与構造改革により、給料月額については、現給保障制度があるものの 7.0%の引下げを実施したところであり、ほとんどの単純労務職員が今後昇給しない状況である。したがって、給与面では、見直しをほぼ終了したところである。

(2) 定員管理

単純労務職員にあっては、昭和 61 年度から採用は行っていない状況である。今後についても、委託等を進め、退職者を不補充とすることにより、定員削減を図る。なお、再任用制度については、公的年金の支給開始年齢の引上げが行われることを踏まえ、職員が定年退職後の生活に不安を覚えることなく職務に専念できるようにするという制度の趣旨を踏まえ、本人の希望を把握しながら、制度の活用を図るものとする。その際は、委託の進捗状況等を勘案し、必要性を十分踏まえるものとする。

3 具体的な取組事項

(1) 退職者の不補充

退職者の補充は原則として行わず、臨時職員の雇用、業務の外部委託等により対応

する。なお、今後の施設管理及び単純労務職員の方向性は次のとおりである。

施設等名	施設管理等の方向性
さつき園	廃止（民間に機能を移管）
給食センター	業務委託
環境センター	全面的な業務委託
保育所	民営化又は指定管理者制度
用務員・土木作業員・自動車 運転手・交通指導員	臨時・非常勤職員化又は業務委託

※施設にあつては、よしかわ行財政改革推進プラン（第3版）による

（2）任用替えの検討

行政需要の変化に伴い、業務の必要性、職員本人の希望や適性に応じた一般職への任用替えや、単純労務職間における異動について検討する。